

## 共同利用研究の実施に伴う大学院学生の来所について

分子科学研究所（以下「研究所」という。）において、提案代表者又は共同利用研究者として共同利用研究を実施するために来所する大学院学生については、下記の事項について、当該共同利用研究課題の提案代表者が必ず事前に確認し、申請の際に、確認済みであることを誓約することとします。

### 記

1. 共同利用研究者に大学院学生が含まれている場合、当該共同利用研究課題に参加すること及び研究所へ来所することについて、指導教員及び所属大学の了承を得ていること。また、採択後に大学院学生が来所する際も事前に指導教員の了承を得ること。
2. 研究活動中又は移動中に発生した事故等により提案代表者又は共同利用研究者が傷害を被った場合は、所属機関又は提案代表者が責任を持って対応すること。
3. 故意や過失により研究所の施設や設備に損害を与え、研究所から弁償の請求があった場合は、所属機関、提案代表者又は共同利用研究者が責任を持って対応すること。
4. その他、共同利用研究課題の実施にあたり、不測の事態が生じた場合は、所属機関、提案代表者及び共同利用研究者が責任を持って適切に対応すること。

（2～4は、大学院学生以外の共同利用研究者についても確認が必要な事項です。）

（参考）

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同利用規程（抜粋）  
（損害賠償等）

第13条 当該機関の長は、共同利用研究員がその責に帰すべき理由により研究施設、設備等を滅失又はき損したときは、共同利用研究員に弁償を請求することができるものとする。

### 附 則

この決定は、平成30年4月1日から実施する。